

部局長マニフェスト

福祉部長マニフェスト(案)

私の思い

福祉部長
井手之上 優



福祉施策は、子どもや障がい者、高齢者など誰もが身近な地域で自分らしく安心して暮らせるよう、行政が担うべき役割の中で最も基本となるものです。

これまで、援護を要する方への支援はもとより、個人の自立につながる施策の充実に向け、自助・共助・公助のバランスのもと市町村や社会福祉法人、NPOやボランティア等の府民の皆さんと協働しながら、幅広い取組を進めてまいりました。

しかしながら、近年、少子高齢化の進行、経済雇用情勢の悪化、地域コミュニティの希薄化など、福祉分野をとりまく環境は大きな変革期を迎えており、新たな支援を必要とする方々が増加しています。

私たちは、これまで以上に府民の皆さんのニーズに的確に応えられるよう、平成22年度は、広域的・専門的な観点から府の支援が求められる以下の課題について、重点的に施策を推進してまいりますので、府民の皆さんの応援、ご協力よろしくお願いたします。

【重点課題】

- 子育て支援施策を推進します
- 新たな地域福祉セーフティネットを構築します
- 障がい者雇用の促進を図ります
- ～福祉施設からの一般就労の促進～
- 福祉・介護人材を確保します

福祉部の施策概要

「自立を求める人、援護を要する人」を支援します。

子どもや高齢者や障がい者などの在宅福祉・施設福祉から生きがい・社会参加の促進までの幅広い社会福祉などの業務を担当します。

子ども施策

地域における子育て支援施策体制の充実 【重点課題】
援護を要する子どもへの支援 【重点課題】
母子家庭等の自立に向けた支援 【重点課題】

障がい者施策

障害者自立支援制度の円滑な推進
障がい者就労支援の推進 【重点課題】
障がい者施設利用者等の地域移行
福祉作業所や小規模授産施設の新体系移行促進

高齢者施策

介護保険制度等の円滑な運営による在宅サービスの充実や
生きがい・社会参加の促進 【重点課題】
高齢者福祉施設の整備・指導

福祉基盤の整備

行政の福祉化の推進
地域福祉の推進 【重点課題】
福祉人材の確保 【重点課題】
生活保護行政の適正な運営 【重点課題】
国民健康保険制度の運営に関する指導・助言
長寿医療制度の運営に関する指導・助言
福祉医療費助成制度の運営 等

子育て支援施策の推進

何を目指すのか、目指すべき方向は？

戦略課題
の目標

「子育て支援日本一・大阪」をめざします。

「こども・未来プラン(次世代育成支援行動計画)後期計画^{【解説1】}」に基づき、地域における子育て支援の推進や援護を要する子どもと家庭への支援の充実など、一人ひとりの子どもを大切にすることを展開するとともに、府民の協力を求めながら社会全体で子どもたちの成長を支えていきます。

その実現に向けて、今年度何をするのか？

施策推進上の目標

地域における子育て支援

「こども・未来プラン後期計画」や「市町村次世代育成支援行動計画(後期計画)」の目標達成に向け、地域福祉・子育て支援交付金^{【解説2】}に、別途「子育て支援分野特別枠」を創設し、市町村の新たな事業展開をさらに支援します。

保育所入所待機児童の解消に向けた、保育所の計画的な整備や、定員増の取り組みより、保育所への入所を希望する全ての子どもが入所できる環境整備に努める市町村を支援します。

保育時間の延長、休日・夜間の保育、病気の子どもの保育等、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを提供できる体制づくりに努める市町村を支援します。

援護を要する子どもと家庭への支援

障がい児の居場所づくりや保護者の育児と就労の両立や重症心身障がい児^{【解説3】}等への地域生活支援を行う市町村を支援します。

児童養護施設入所児童の学力向上支援など援護を要する子どもへの支援に取り組みます。

ひとり親家庭が安定的な収入を得て、自立した生活ができるよう、職業能力向上の訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面における支援の充実を図ります。

その取組みにより、何をどのような状態にするのか？

アウトプット

「子育て支援日本一・大阪」を目指した施策を推進します。

新たに支援学校小学部の児童を放課後児童クラブ^{【解説4】}で受け入れ：64人
障がいのない児童と支援学校中学部・高等部生徒との交流事業を実施：府内6カ所
「子ども発達支援センター(仮称)^{【解説5】}」を整備し、発達障がい児の専門的な療育を実施：6市(児童180人受け入れ)
医療的ケア^{【解説6】}が必要な重症心身障がい児等の地域生活支援システム^{【解説7】}を整備：2福祉圏域^{【解説8】}で各1カ所ずつ拠点施設を指定
全ての児童養護施設^{【解説9】}と情緒障害児短期治療施設^{【解説10】}に新たに入所する小学生全員に対して、入所時から約1年間、学習習慣定着のための支援を実施：全26箇所
母子家庭等の就職の促進・定着を目指し、コールセンタースタッフを養成：90名
緊急雇用創出基金を活用し、母子家庭の母の雇用を創出：50名

アウトカム

「子育て支援日本一・大阪」と感じてもらえる環境づくりに取り組みます。

「子育てしやすい街だと思う」府民の割合：33.0%
平成21年度：30.85% 平成26年度末：40.0%【「こども・未来プラン」における目標値】

【重点課題】

新たな地域福祉セーフティネットの構築

何を指すのか、目指すべき方向は？

戦略課題
の目標

さまざまな福祉課題を抱える要援護者^[解説11]が、地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、これまでの取組に加え、新たな地域福祉セーフティネットを構築します。

その実現に向けて、今年度何をするのか？

施策推進上の目標

地域福祉セーフティネットの新たな取組の推進

地域住民による高齢者の見守り活動等の充実

(取組内容)

要援護者情報と地図情報とを組み合わせた地域あんしんシステム^[解説12]の導入促進等

府営住宅のストックを活用して、コミュニティ活動を行う住民団体への助成

府民に認知症への理解を深めてもらうための認知症サポーター^[解説13]等の養成

市町村における地域福祉のセーフティネット構築のための取組支援

(取組内容)

市町村におけるCSW^[解説14]の活動の充実

市民後見人制度^[解説15]を府域に展開していく仕組みづくり

「貧困ビジネス^[解説16]」に対する法的規制等の検討

(取組内容)

国における立法の動向を踏まえ、「貧困ビジネス条例(仮称)」の制定を検討

高齢者や障がい者で福祉的な支援を必要とする矯正施設^[解説17]退所者の社会復帰を支援

(取組内容)

関係機関との連携による矯正施設退所者に対する福祉サービスの利用支援等の実施

その取組により、何をどのような状態にするのか？

アウトプット

新たな福祉課題に対応するため、さらなる地域福祉セーフティネットを構築します。

地域あんしんシステム等の導入への補助: 50小学校区

府営住宅やその周辺における住民主体の取組への補助: 20ヵ所

認知症サポーター等を全市町村で人口比3%確保(H26年度末): H22年度約20,000人養成

CSW配置事業に関する新ガイドラインの作成

市民後見人養成のカリキュラムの作成・サポート体制の構築

「貧困ビジネス」を規制するための条例制定等法的規制の実施

地域生活定着支援センター^[解説18]を設置し、矯正施設退所者の福祉サービスの利用等を支援

: 支援した割合60%

アウトカム

誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

「安心であたたかい暮らしの大阪になっている」と思う府民の割合

「地域で安心・安全に暮らし続けられる」と感じる一人暮らし高齢者等の割合

【重点課題】

福祉施設からの一般就労の促進(障がい者雇用)

何を目指すのか、目指すべき方向は？

戦略課題の
目標

福祉施設からの一般就労を促進します。

(目指すべき姿)

福祉施設からの就労者数をH23年度に800人へ(段階的に目標達成を目指します)
【「大阪府障がい福祉計画」における目標値】
国の指針により、障害者自立支援法施行前の実績値(H16年度204人)の4倍に目標設定

その実現に向けて、今年度何をするのか？

施策推進上の目標

個々の障がい者に対するきめ細やかな支援の実施

福祉施設を利用する障がい者のうち、就労支援を希望する方に対して個別支援を行います。

(取組内容)

就労希望者に対し、個別支援計画を策定
障がい者のニーズの沿った、実習・雇用受入先企業の開拓
就労マッチングを行い、企業等へ支援担当者を派遣し、職場適応・定着のための支援を行う。
就労支援に取り組む福祉施設職員(就労移行支援事業所^[解説19]等)のスキルアップを図る「就労支援員養成研修」を実施

他部局・機関と連携した取組

(取組内容)

府庁各課における事務作業の就業体験実習の機会提供(支援学校生徒及び施設利用者)
有効な企業情報を教育委員会(支援学校^[解説20]等)へ提供し、就労支援に活用できるよう
コーディネート
各部局の企業情報・求職者情報を相互に共有・活用する仕組みを検討
福祉施設、支援学校、企業、行政が協働し、就労支援ネットワークを構築・強化し、研修、
面接会等の取組を行う。

その取組みにより、何をどのような状態にするのか？

アウトプット

大阪府障がい者就労サポート事業^[解説21]により福祉施設からの就職者数をアップします。

障がい者就労サポート事業による一般就労者数：150人
障がい者就労サポート事業による実習・雇用受入企業開拓数：660社
就労支援員養成研修への参加者数：150人(平成21年度未参加の就労移行支援事業所含む)

アウトカム

障がい者への就労支援の達成度の向上を図ります。

就職者数を「府内全体で700人」へ。
「障がい者の就労意欲は高まってきている」と思う福祉施設長の割合：80%
「地域における就労支援機関のネットワークは機能している」と思う福祉施設長の割合：80%
「障がい者の就労について企業の理解は高まってきている」と思う福祉施設長の割合：70%
「障がい者が就職しやすくなった」と思う福祉施設長の割合：50%

【重点課題】

福祉・介護人材の確保

何を目指すのか、目指すべき方向は？

戦略課題の
目標

少子高齢化の進行等に伴い、福祉・介護ニーズが増大・多様化する一方で厳しい労働条件や福祉・介護分野のマイナスイメージなどから、人材不足が全国的な課題となっており、これに対応するため、安定した質の高い人材確保を図ります。

(目指すべき姿)

府における福祉・介護従事者：3年間で7,500人増(現従事者の約1割程度)
全国目標では3年間で約10万人増

その実現に向けて、今年度何をするのか？

施策推進上の
目標

福祉介護のイメージアップを図り、積極的参入・参画を促進する取組みを実施(*若年層向け)

介護福祉士等をめざす若年層への取組みを充実します。
(取組内容)

介護福祉士等修学資金貸付事業^[解説22]の充実 進路選択学生等支援事業^[解説23]の実施

研修を通じ、多様な人材の参入・参画を促進する取組みを実施

(*潜在的有資格者の再就業、高齢者・主婦層・障がい者等向け)

多くの府民の皆さんが福祉・介護分野で働きやすいよう、研修等を行います。

(取組内容)

潜在的有資格者等養成支援事業^[解説24]の実施

事業者の求人活動及び既従事者のキャリアアップを支援

これからの人材の確保、今ある人材の定着を図る取組みを推進します。

(取組内容)

複数事業所連携事業^[解説25]の実施 職場体験事業^[解説26]の推進

福祉・介護人材マッチング支援事業^[解説27]の実施 キャリア形成事業所支援事業^[解説28]の推進

その取組みにより、何をどのような状態にするのか？

人材の確保及び人材の質の向上を図ります。

アウトプット

各養成施設定員の1割に貸付：貸付人数約220人

養成施設に専門員を配置し中高生等に対し出前講座の実施や相談・助言を実施

：学校訪問数約300箇所

未就労の有資格者への再就業支援研修や障がい者の就労支援研修等を実施

府内全域を対象に5種類程度の研修開催：開催回数60回

小規模事業所においてネットワークを構成し、共同での求人活動・研修に対する支援

：1ユニット5事業所で約120箇所

施設等が福祉に関心を有する方への職場体験を実施：約1200人の受入れ

福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、就職セミナーの開催や施設訪問により、

求人求職者のニーズにあったマッチングを支援：就職セミナー開催(月1回程度)

養成校等教員派遣による施設での研修実施や研修計画の策定を支援

：支援施設数290施設

アウトカム

府内における福祉・介護従事者の“量と質”の向上を図ります。

府内の福祉・介護従事者数：3年間で7,500人増

「福祉・介護従事者の安定した確保を図るとともに質の高い人材の確保養成により、福祉・介護サービスが向上した」という意識調査

資料編

解説1

【子ども・未来プラン(次世代育成支援行動計画)】

社会全体で子どもを生み・育てやすい、そして子ども・青少年が創造性に富み、豊かに成長することができる環境をつくることを目的に、福祉、保健・医療、教育、雇用など、幅広い側面から子育て家庭を支援するための計画。平成21年度に、平成22年度から26年度までの5ヵ年を計画期間とする「後期計画」を策定。

解説2

【地域福祉・子育て支援交付金】

地域福祉及び子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業を支援及び促進するため、平成21年度から市町村に交付しているもの。

解説3

【重症心身障がい児】

重度の肢体不自由(身体障害者手帳1級、2級)と重度の知的障害(療育手帳A)とが重複した障がいのある児童。

解説4

【放課後児童クラブ】

保護者が労働等により、昼間家庭に居ない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る場所。

解説5

【子ども発達支援センター(仮称)】

発達障がい児の療育や保護者の相談支援等を行い、児童デイサービスセンター内に設置される発達障がい児のための療育拠点の仮称。

解説6

【医療的ケア】

「本人がより快適で安楽な生活ができる」ために、医師や看護師の指導のもとに、本人あるいは本人に代わって家族・介護者などが行なう行為。例えば、たんの吸引や経管栄養、導尿、呼吸管理など。

解説7

【地域生活支援システム】

障がい児者等が、住み慣れた地域社会で安心して自立した生活を送るために必要なホームヘルプサービスやショートステイ、デイサービス等の福祉サービスや、相談支援、医療サービス、就労支援など関係機関が連携した各種サービスの提供体制。

解説8

【福祉圏域】

広域的な福祉サービスの提供体制を整備するため、政令市を除く府内市町村を6つのブロックに分けて設定したもの。

豊能：豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町

三島：高槻市、茨木市、摂津市、島本町

北河内：守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市

中河内：八尾市、柏原市、東大阪市

南河内：富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

泉州：岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、

田尻町、岬町

資料編

解説 9

【児童養護施設】

保護者のない児童(乳児を除く)や虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

解説 10

【情緒障害児短期治療施設】

軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

解説 11

【要援護者】

一人暮らし高齢者、障がい者など福祉的な支援を要する方々。

解説 12

【地域あんしんシステム】

市町村の実情に応じて地域における見守り活動を推進するため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等に設置することを予定し、携帯電話等ITを活用し、地図上で一人暮らし等高齢者など要援護者の状況を把握するシステム(要援護者支援に向けた情報収集、情報管理、サービスへのつなぎの流れ)。

- (1)地域住民による要援護の高齢者の発見、支援に関する情報を収集(携帯電話等IT機器類を活用)
- (2)社会福祉協議会や地域包括支援センター等による情報の一元管理と適切なサービスへのつなぎ

解説 13

【認知症サポーター】

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアである。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があり、受講者にはサポーターの証としてオレンジリングが渡される。

解説 14

【CSW(コミュニティソーシャルワーカー)】

制度の狭間や複数の福祉課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な方々からの相談に乗り、必要なサービスにつなげる等の解決に取り組む福祉の専門職。

平成21年度末現在、159人が市町村社会福祉協議会や高齢者福祉施設等に配置。

解説 15

【市民後見人】

公的機関による養成研修を経た後に、家庭裁判所から後見人等として選任されている一般市民(親族、専門職後見人、法人後見人以外)をいう。

成年後見制度のニーズが増加している中、弁護士、司法書士等の専門職後見人の補完をする役割ではなく、地域福祉の新たな担い手として期待されている。

近年、市民が市民を支える仕組みとして、各地で市民後見人養成の取り組みが進められている。

解説 16

【貧困ビジネス】

公金である保護費をターゲットにして、不当な利益を得るビジネス形態。最低生活の保障や自立の助長を目的とする生活保護制度の趣旨に反する。

解説 17

【矯正施設】

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。

解説 18

【地域生活定着支援センター】

高齢者や障がい者で、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者について、退所後、福祉サービス等につなぐための準備を保護観察所と協働して進めるなど、矯正施設退所者の社会復帰を支援する役割を担う。

資料編

解説19

【就労移行支援事業所】

就労を希望する障がいのある方で、一般企業等への就職が可能と見込まれる方につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着に必要な相談等の支援を行う。利用期間は原則2年間。

解説20

【支援学校】

学校教育法の改正により、盲学校、聾学校、養護学校が特別支援学校に改められた。大阪府では、平成20年4月から、「盲学校」を「視覚支援学校」に、「聾学校」を「聴覚支援学校」に、「養護学校」を「支援学校」に改め、これらを総称して「支援学校」という用語を使用している。

解説21

【大阪府障がい者就労サポート事業】

障がい者の実習・雇用先企業の開拓とあわせ、授産施設等の利用者のうち就労を希望する方について個別の支援計画を策定し、職場開拓から職場定着に至る一貫した支援を行うことにより、障がい者の就労を促進する。

解説22

【介護福祉士等修学資金貸付事業】

これまでの貸付制度に加え、平成21年度より国の間接補助の枠組みを利用して新たな貸付制度を創設し、大阪府社会福祉協議会にて実施する。月額5万円の他に入学準備金20万円、就職準備金20万円の貸付を行う。卒業後1年以内に府内で5年間、介護等の業務に従事した場合は返還免除となる。

解説23

【進路選択学生等支援事業】

介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、中学・高校の生徒や教員等に対し、福祉・介護分野で働くことの魅力を伝える講座や、進路の相談・助言を行うなど将来の人材確保につなげる事業。

解説24

【潜在的有資格者等養成支援事業】

福祉の資格を有しながら福祉・介護分野で就労されていない方に対する再就業支援研修、地域住民に対する福祉・介護分野の魅力を伝える研修、既従事者に対するキャリアアップ研修など、地域密着型の研修を実施し、多様な人材の福祉・介護分野への参入を促進する。

解説25

【複数事業所連携事業】

単独では人材の確保・定着に取り組むことが困難な小規模の事業所等がネットワーク(1ユニット5事業所)を形成し、共同で実施する求人活動や職員研修等を支援する。

解説26

【職場体験事業】

福祉・介護の仕事に関心を有する方に対し、就職前にあらかじめ福祉・介護の職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入・定着を促進する。

解説27

【福祉・介護人材マッチング支援事業】

大阪府福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、求職側には個々の求職者にふさわしい職場紹介を行い、求人側には働きやすい職場づくりに向けた指導・助言等を行うことにより、安定した福祉・介護人材の確保・定着を支援する。

解説28

【キャリア形成事業所支援事業】

介護福祉士等養成施設の教員が個々の事業所のニーズにあった研修計画の策定支援や研修主任の養成及び講師として施設内研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上を図り、職場定着を支援する。